

福祉保健部福祉政策課

米子市成年後見制度利用支援計画の計画期間延長について

第一期米子市成年後見制度利用支援計画（以下、「市現行計画」）は令和3年度から令和7年度までを計画期間として定めています。今年度をもって計画期間を終えるため、次期計画の策定について検討を行った結果、下記の理由により市現行計画の計画期間を延長いたします。

1 延長の理由

(1) 国の成年後見制度利用促進基本計画との整合性

市現行計画は、国が定める計画との整合性を図ることとしています。国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国現行計画」）は令和4年度から令和8年度までを計画期間として定めており、1年間の誤差が生じていることから、市の次期計画を国の第三期計画や次項の制度改正に対応したものとするため。

※別紙1「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について」参照

(2) 法制審議会（法務省）における成年後見制度見直しについての検討

令和6年4月から法制審議会の民法（成年後見等関係）部会において成年後見制度の見直しについて審議が行われており、現在は中間試案についてのパブリックコメントが実施されています。中間試案では、法定後見の終了や成年後見人等の交代などについて現行制度とは大きく異なる改正案も示されており、今後成年後見制度自体に大幅な変更がなされる見通しです。また、その内容が国の第三期計画に反映されることが想定されるため。

※別紙2「成年後見制度の見直しに向けた検討」参照

2 延長する期間

令和9年12月ごろまで延長予定とします。

（理由）

令和9年3月の国計画策定後、その内容をふまえた市計画とするには、アンケート調査、パブリックコメントや審議会の複数開催などの過程を経る必要があるため。

3 国現行計画との関係及び計画期間延長中の対応

市現行計画は国の第一期計画期間中に策定したのですが、国現行計画が重視する点をふまえて運用しています。具体的には、国現行計画では、①地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進、②尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後

見制度の運用改善等、③司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくりを基本的な考え方として定めていることを受け、本市では令和5年度に「成年後見人等の受任候補者調整に係るフローチャート」を作成し、本人の意向を尊重した権利擁護支援策の検討や成年後見制度の利用支援を行うなど、国の動きと調和を図るような対応を行っています。計画期間延長中においても引き続き、国が示す施策を注視しながら、必要に応じて支援策を講じていきます。

4 次期計画に向けた国の動向

- ・令和7年3月7日 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書公開
- ・令和7年6月10日 民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案取りまとめ
- ・令和7年6月25日 民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案に係るパブリックコメント募集開始（令和7年8月25日まで）
- ・令和8年夏頃 次期計画策定に向けた中間とりまとめ（見込み）
- ・令和8年冬頃 次期計画策定に向けた最終とりまとめ（見込み）
- ・令和9年3月 第三期成年後見制度利用促進基本計画（仮）閣議決定（見込み）